

法人事業概況書が法定文書に

Q : 会社の決算時に添付する事業概況書は、必ず提出しなければならないのですか？

A : これまでは、任意提出の文書でしたが、この4月以降開始する事業年度にかかるものについては法定文書となります。

【解説】

会社の確定申告書を提出する際には、法定文書である勘定科目内訳明細書の他に事業概況書(正式には「法人事業概況説明書」といいます)も添付するということが一般化しています。

法人事業概況説明書とは、国税庁が申告書だけではわからない会社の事情や状況等を把握し、調査・指導等の効率化を図るために、事務運営指針で様式を設けたものですが、様式の標題の下欄に「この法人事業概況説明書は、貴社の事業内容・事業の規模等について記載していただくことにより、税務署の調査・指導等に際して相互の手数を省略するためのものでありますから、各事項について正しく記載して下さるようお願いいたします。・・・」と記載されているように、現在では任意の文書とされていますので必ずしも提出しなければならないというものではないのですが、勘定科目内訳明細書と同様に申告書に添付することが実務的に広く定着しています。

このように現在では任意の文書なのですが、今年度の税制改正で確定申告書に添付を義務付けられる法定文書となりましたので、今後は必ず提出しなければならないこととなります。

